

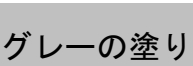
府中市行財政改革検討協議会報告書(案)

— 行財政改革の第一歩は職員と市民の意識改革から —

平成25年3月

府中市行財政改革検討協議会

■修正箇所の表示

- の塗り…第7回協議会での協議中の変更指摘箇所
- **青色斜体文字**…第7回終了後、電子メールでの確認依頼での委員からの指摘箇所
- **緑色文字**…会長確認時における変更指摘箇所
- の塗り…資料送付後の誤字等の訂正

府中市行財政改革検討協議会からの報告にあたって

府中市の財政状況は、長引く景気の低迷から、市税収入が減少するほか、競走事業の収益も落ち込むなど、**厳しい状況にある**。一方では、少子高齢化などに伴う福祉施策の充実や公共施設の維持・整備などにより、**支出**は増加し続けている。このため、収支の均衡が図れず、財源不足に陥り、府中市が誇ってきた健全財政の堅持が難しくなっている。

これまで府中市では、平成 25 年度までを計画期間とする「府中市行財政改革推進プラン」に基づき、職員人件費の抑制や公共施設への指定管理者制度導入のほか、第三者からの視点で事務事業を点検する「事務事業点検」を実施するなど、行財政改革を進めてきた。しかし、財政状況は改善に至らず、より一層の効率的・効果的な取り組みによる改革が必要となっている。

この度、平成 26 年度を**初年度**とする新たな行財政改革に関する計画の策定にあたり、市では有識者や市民で構成する「府中市行財政改革検討協議会」を設置した。**そして、私たち委員は、**高野市長より「行財政運営に関する課題を整理し、市が取り組むべき行財政改革に関する方策を提示すること」との検討依頼を受け、8回に渡る協議を重ね、検討内容を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

府中市行財政改革検討協議会報告書目次

府中市の行財政改革の現状と課題		1
Ⅰ 現状		1
Ⅱ 今後の課題		2
Ⅲ 取組み方策の概要		2
本論		5
Ⅰ 歳出の取組み		5
1 職員数・人件費		5
2 補助金		6
3 繰出金		6
4 扶助費	全般的な視点、生活保護、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉	7
5 公私の負担		8
Ⅱ 歳入の取組み		9
1 市税	全般的な視点、法人市民税、固定資産税・都市計画税、市税徴収	9
2 使用料・手数料	全般的な視点、検討の視点	11
3 自主財源	全般的な視点、財源確保への取組み	13
Ⅲ 行財政改革の推進に向けて		14
1 人材育成	職員研修、職員育成、職員提案制度	15
2 行政評価	外部評価、審議会・委員会・協議会等	17
3 予算編成方式		17
4 公共施設・インフラの維持・整備	公共施設の整備、インフラ整備、財政見通しの考え方	18
5 民間活力の導入	全般的な視点、検討の視点	20
6 市民との協働		22
7 行財政改革推進プラン取組み項目の継続実施と今後の行財政改革の進め方		23
おわりに		25
参考資料		26

府中市の行財政改革の現状と課題

I 現状

平成 20 年以降続く世界経済の低迷と金融不安に加え、東日本大震災以降の国内経済の低迷などにより、府中市においても、市税収入や各種交付金が、毎年減収する状況である。また、これまで、府中市の都市基盤整備や施設整備の財源として活用していた競走事業の収益も売上金の減少に伴い、平成 22 年度には、他の会計への繰出しを行えない状況になるなど、歳入は厳しい状況となっている。

また、歳出では、扶助費等の経常的経費の増加は避けられず、公共施設の耐震化及び老朽化対策へも対応する必要がある、引き続き多額の事業費が見込まれている。

こうした中、府中市では、市民サービスの維持を念頭に、市税収入等の減少に伴う一般財源の不足には、基金計画に基づく基金の取崩しを行うほか、赤字起債である臨時財政対策債を借り入れる等の対応で補てんしてきたところである。

しかし、普通交付税不交付団体である府中市は、平成 25 年度から、財源補てんの一部としていた臨時財政対策債を借り入れることができなくなったところである。

さらに、健全財政の指標として府中市が基準としている、財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成 22 年度で 90.5%、平成 23 年度で 89.8%となり、府中市の目標である 80%台を維持することが難しい状況となっている。

このように、財政状況が悪化した原因の主なものは、次のとおりである。

- 1 世界経済の金融不安や国内景気の低迷による市税収入の減少とともに、市税の滞納額が平成 21 年度以降、増加傾向にあること。
- 2 少子高齢化対策に加え、景気低迷から失業・離職等による生活保護世帯の増加等のため、福祉的経費が毎年度増加していること。
- 3 財政が悪化している状況にも関わらず、財政が豊かであった時期に実施した、市の独自施策や受益者負担を軽減している施策について、見直しや廃止が進んでいないこと。
- 4 施設数の増加に伴う施設の管理、運営、修繕等に係る経費が増加したことに加え、収益事業収入が潤沢であった一時期に公共施設を集中的に整備したため、老朽化も同時期に迎えたことに伴い維持補修経費が増加していることや、耐震化に伴う施設改修時期も集中し、投資的経費が増加したこと。
- 5 介護保険制度や後期高齢者医療制度の制度化や国民健康保険特別会計の歳出増への対応などに、一般会計から特別会計への繰出

金が増加したこと。

Ⅱ 今後の課題

国の経済政策により、景気浮揚を期待するところではあるものの、**景気**の先行きは依然として不透明で、市税等の一般財源の増収は、現在のところ見込めない状況である。また、**消費税**については、消費税率の見直しが実行された場合、**交付金の増収**は見込めるが、**一方で**、委託料などの歳出経費に対する消費税分の支払いも増加**する**。**市**の収支では、全体として大きな増収**にはならないことが**想定される。

収益事業収入についても、安定した収益を見込むことが引き続き難しい状況である。

これまで府中市では、行財政改革推進プランの策定、補助金等の見直し方針**に基づく見直しの実施**、事業仕分けの手法を用いた事務事業点検の実施、行財政再構築緊急対策に伴う事務事業の見直しの実施など、歳出事業の見直しや**市税収納対策の強化、広告料収入の拡大などの**歳入確保策に**取り組んできたところである**。しかし、今後の福祉的経費の増加や歳入の減少を想定すると、収支のバランスを維持することは難しいと考えており、今後も徹底した行財政改革を進めなければ、府中市が健全財政を維持し、市民サービスを展開していくことはできない**もの**と考える。

Ⅲ 取組み方策の概要

第5次府中市総合計画の目標達成や平成26年度を初年度とする第6次府中市総合計画での新たな目標の実現のためには、様々な施策を展開する**ことが必要である**。**しかし**、現在実施している**全ての**事業を継続しながら、新たな事業を実施していくことは、限りある財源**の中**では困難であることから、施設管理も含めた事業の選択と集中を進めていく必要がある。

新たな事業の実施にあたっては、こうした見直しの中から得られた財源の範囲で実施することや、市の**全ての**事業について、**その**必要性を再確認する中で、時代とともに変わる市民ニーズと現在の市のサービスの**ミスマッチ**を解消することが必要と考える。

また、今後も財源不足が見込まれる中で、現在と同様のサービス**水準**を維持する場合には、行財政改革を行った**うえ**で、受益者負担の見直しを図り、必要な財源を確保することも方策の**一つ**として検討する必要がある。

健全財政の維持のためには、これまでの財政運営の目標値である経常収支比率の80%台の維持や**財源不足へ対応している**基金の取

崩しの解消は、喫緊の課題である。このため、歳入の大幅な増加が期待できない中では、歳出削減を優先して取り組み、歳出全体の規模を縮小することが重要である。

また、様々な行政課題への取り組みには、市長がイニシアティブを発揮し、次のような施策の見直し等が必要である。

1 歳出の視点

(1) サービスの効率性

市のサービスの実施や施設管理の運営については、人件費も含めた事業費に係るコストでの分析や、経験豊富であるが、人件費が安価な再任用職員の活用方法も含めた様々な視点から評価し、サービス向上とコスト削減等の効果が見込まれる場合は、民間活力を積極的に導入する。また、関連・類似事業を整理し、事業と経費の選択と集中を進める。

(2) サービスの必要性

市民ニーズと市が提供するサービスのマッチングを確認し、必要なサービスの充実と不要なサービスの廃止を行う。また、補助金等による市の団体・個人支援のあり方なども、補助事業の必要性を評価し、その結果に基づいた見直しを行う。

(3) サービスの水準

近隣市と比較し、市の提供するサービスの適正な水準をコストも含めて検討するとともに、公私負担のあり方、上乗せや横出しも含めた単独事業のあり方なども、サービス水準を基に、過剰なものは見直しを図る。

また、見直しにより確保された財源は、将来世代の育成に繋がる施策に振り向けるなど、府中市の独創性が発揮できる施策展開を図る。

2 歳入の視点

(1) 市税収入の確保

市税では、市の裁量権で定められる税目の税率について、近隣市の課税状況を鑑み、標準税率への変更も含め、負担軽減を行っている税率等については、見直しを検討する。また、費用対効果も含めた収納対策の強化・充実を図るなど、確保すべき歳入は確実に確保する努力を行う。

(2) 使用料・手数料の見直し

受益者負担の考え方の見直しや無料で実施している施策についての有料化を検討する。施設の使用料では、施設の維持にかかる補修経費なども積算基準に盛り込むなどの基準の見直しを図ることを検討する。

(3) 自主財源の確保

市の施設への広告掲示等による広告料収入の拡大や、市の施設内に設置している自動販売機について、**競争入札によって**民間事業者の有料で貸し出すほか、未利用地・不用資産の売却などで歳入の確保を図る。

3 職員・市民の意識改革

市財政の現状と課題について、市民への周知を積極的に行うほか、職員が常にコスト意識を持って業務に取り組むよう意識改革を図る。また、行財政改革の推進**状況**、財政見通しなどを**積極的に**市民に公表し、行財政改革に取り組み続けている**市の姿勢を示す**。

4 民間活力の活用

市職員が行っている業務について、委託化や民営化、市民・NPO団体等との協働などの様々な手法を用いて、市職員以外でのサービス提供方法を検討し、可能なものから民間活力の導入を図る。

5 公共施設等の整備や維持管理のあり方を定める

公共施設整備の検討にあたっては、整備の必要性やその手法、複数機能の集約化、インフラの維持・整備基準のあり方を定めるほか、施設の整備や維持管理にかかるコストが、市財政に与える影響も含めて検討**する**。

6 第三者評価機関の恒常的な設置

受益者負担や補助金の妥当性、事業の必要性などを検討する際には、外部評価機関を設置し、内部・利用者（市民）・第三者の各評価が集約できる体制を構築し、様々な視点から業務改善**を図る**。

本論

I 歳出の取組み

1 職員数・人件費

これまで市職員で行ってきた事務事業を民間企業等へ委託することで、職員数や人件費も削減されてきたが、委託料の中には、委託先の人件費も含まれているため、事業運営にかかる総経費を確認する必要がある。

また、適正な職員数の把握にあたっては、「職員一人あたりの市民人口」などを他市の状況と比較して判断するのではなく、市全体で行っている各事業に必要な職員数を見定めることが重要である。そして、事業の新規・廃止による職員の不足・余剰の状況を示さなければ、職員数や人件費が抑制されているという判断はできないと考える。

保育士・幼稚園教諭といった専門職においても、今後、少子化により需要が変化し、人的余剰が生じた場合に、人材の活用方法や事務職等と一緒に業務を行う環境づくりを考える必要もあるなど、人事当局は、先を見越した適正な定員管理に努める必要がある。

また、65歳定年制度の導入を見据え、再任用職員の活用は、今後の重要なテーマであり、再任用職員が適した職場や業務を検討する必要がある。

人事当局は、職員の資質を見極め、配属された職場で個々の能力が発揮できるよう、適材適所の人事配置となるよう配慮することが重要である。

行財政改革の検討のポイント

- 民間活力の導入可能な業務を選定するとともに、人件費の削減効果の把握方法を構築する
- 国の水準以上である給与の支出根拠を市民へ説明するとともに、適正化を図る
- 市の互助会組織に対する補助金の見直しを図る
- 市民への人件費に関する情報提供を充実する
- 民間活力の導入を踏まえた定員管理計画を策定する
- 再任用職員が増加し、正規職員と併せた職員数が増加していることへの対応を考える
- 各事業の評価は、人件費を含んだ事業費のトータルコストで考える
- 職場の繁忙期にあわせた、効率的な職員配置や運用を行い、業務量の平準化と職員数の削減を図る
- 業務の繁忙時間に合わせた、勤務時間制度の導入を図る

2 補助金

団体への補助金は、毎年度、庁内組織で審査しているが、市民を含めた外部組織から提出された「補助金のあり方の見直しの提言」に基づき、平成 17 年度から 20 年度に全ての補助金の見直し作業は行われたものの、その後、継続して実施されていない。

必要な補助金制度の見極めには、庁内組織の審査に加え、外部 **評価機関によって、その**必要性を選別 **するなど**、継続的に見直す仕組みづくりや、市民に補助金の支出状況に関する情報公開を積極的に行い、補助金の使途を市民が確認する機会を設ける **必要がある**。

行財政改革の検討のポイント

- 全ての補助金制度は、「継続して補助すること」を前提で考えるのではなく、外部評価機関を設置し、対象、交付期間、補助率などの妥当性をゼロベースで **再評価**し、事業仕分けの手法を用いて、**その**必要性を選別する
- 団体補助は、同一団体に **対する**複数の補助金交付の有無、補助金を長期間交付し続ける **場合の理由、市からの**財政支援の状況を確認する
- 時限的な交付とすることの徹底を図る
- 必要な補助制度 **は、**予算を増額 **するなど**、制度の充実を図る
- 廃止する補助制度の市民への影響 **を確認**する

3 繰出金

一般会計から特別会計への繰出金は、法律により負担している **場合や、**国民健康保険など財政基盤が弱い **会計には、**赤字補 **てん**の対応として行っている **場合もある**。

福祉・医療的な特別会計への繰出額の増加傾向に対応するため、法律による負担以外の市の繰出金の適正額・適正割合を定め、その乖離の解消を行わない限り、負担は増える一方である。

高齢者人口は、今後 **も**増えることが確実で **あり、**医療に関する特別会計についても、歳出の増加が見込まれている。 **その対応として、**一般会計からの繰出金も増えるため、早急な **抑制策の検討が**必要である。

行財政改革の検討のポイント

- 各特別会計は、歳入の確保を図り、財源補 **てん**要素のある一般会計からの繰出金に頼らない会計の健全化を図る
- 国民健康保険税に関しては、未納者を減らすための特別な体制を整えるなど徴収率の向上を図る
- 国民健康保険制度では、市町村レベルでの単独実施が難しい状況になりつつあり、制度の改善に向け、国・東京都へ働きかける

4 扶助費

【全般的な視点】

府中市の予算編成では、年々増える扶助費の財源確保を、他の経常事業の経費を削減することで対応している。

扶助制度は、国や東京都の基準では、対象が限られているものや、サービス内容が低いものもあり、制度開始時に**市民が**利用しやすいサービスとなるよう、市が上乗せや横出し等により制度を充実させてきた。その後、国や東京都のサービス基準や水準が改善された事業は見直しをするとともに、類似サービスや利用者のニーズを把握し、効果の薄い市独自事業については、**廃止を含めた見直しを行うなど、扶助費の増加傾向に歯止めをかける方策を早急に行うことが必要である。**

【生活保護】

リーマンショック以降、国内経済の停滞が続き、生活保護の被保護世帯が増えている。行政側では、対応する**現業員（ケースワーカー）**が少なく、**現業員**が抱える対象世帯が累増したことで、自立に向けた支援に手が行き届かないこと**など**が、生活保護費の増加要因にもなっている。

府中市の**被保護世帯**の内訳では、稼働年齢層ではあるが、就職できない「その他世帯」が増加しており、現在、全体の15%となっている。

様々な事情が原因で**被保護世帯**となっているが、「その他世帯」の状況を分析し、府中市独自の課題の検証と対策を早急に行う**必要がある。**

行財政改革の検討のポイント

- **被保護者**への人権に配慮した中で、**被保護者**の自立に向けた府中市独自の支援制度を構築する
- 被保護世帯と最前線で接している現業員の生きた意見の**施策への反映を図る**
- 生活保護費の不正受給防止に向けたチェック体制を整備する

【障害者福祉】

障害のある人にとって、**真に必要としている**サービスを提供するために、市民が納めた税が効率的に活用されているのか、**利用者の**置かれている状況や、**サービス利用状況等を把握・検証する必要がある。**また、利用申請にあたっては、申請内容の確認を徹底**する必要がある。**

行財政改革の検討のポイント

- 障害のある人への手当給付や使用料免除等の支援効果の把握と、ニーズの把握により、行政が提供するサービスとのミスマッチの解消を図る
- 障害者施策における、サービスの不正利用を防止するため、利用申請の審査を厳格化し、利用状況は定期的に確認する
- 過剰なサービスや類似サービスを統廃合することで、サービスの重点化を図る

【児童福祉】

市の保育士は、市立保育所 15 か所に合計で 200 名以上在籍し、施設運営経費には、多額の人件費がかかっている。

他の自治体では、運営経費の軽減などを含め、民間の質の高い保育サービスを提供するなど、実態を踏まえた保育所運営の見直しを行っている。

保育所運営において、社会福祉法人や NPO 法人等による民営化等の手法の導入は、府中市においても、現在、協議会を設けるなど検討していることから、その結果を基に、速やかに実施していくべきであると考えます。

【高齢者福祉】

高齢者福祉施策は、平成 12 年 4 月から介護保険制度が開始され、介護保険料を財源に、介護サービスにかかる経費が賄われるようになった。府中市では、寝たきり高齢者へのおむつ助成や、低所得者の介護サービス利用負担の軽減事業などの市単独事業を、財政状況が厳しい現在も引き続き行っている。他市の実施状況や給付水準を確認するなど、手厚いとされるサービスの実施のあり方について、検討することが必要と考える。

5 公私の負担

府中市には、財政が豊かであった時代、他の自治体に比べ、幅広く行政サービスを提供してきた。財政状況が悪化した現在でも、見直しや廃止を行わないまま、当時の施策を引き続き実施していることが、「府中市の財政は今でも豊かである」との印象を与えている。

これは、市が財政状況についての市民への周知が足りないことや、質を問わず、高いコストをかけて市のサービスを続けていることが、「財政

状況が悪化している」という情報を伝わりにくくする要因となっている。

他自治体と比較し、府中市として財政負担できる標準的なサービス水準を定めるとともに、公私の負担割合の適正化を図るなど、公私負担のあり方の見直しや、本来市が実施すべきサービスを見定める必要がある。

今後も、歳入の増加が難しいことを考えると、「市がなんでも行う」という姿勢から、市民との協働を積極的に進めることや、市民にできることは市民に任せるなど、自助・公助・共助の役割分担を明確にすることが重要である。

Ⅱ 歳入の取組み

1 市税

【全般的な視点】

市税等の一般財源が減少している中では、市税徴収による財源の確保は、安定かつ確実な方策であることから、特に現年度課税分の市税については、未納者を減らすための積極的な徴収に取り組む必要がある。

【法人市民税】

府中市の法人市民税における法人税割の税率 12.3%の対象を「資本金額が 5 億円未満」と設定したのは、市内企業への配慮と税の優遇による企業誘致が目的であった。府中市と同様の法人税割の区分設定は、東京都 26 市において、府中市のほか 1 市のみである。

現在、経済・産業の質が変わり、府中市を取り巻く経済状況を勘案すると、法人税割の課税の仕組みについて、市の裁量で定められる内容は、歳入確保策となるように見直しを図る時期である。

ただし、税の仕組みの変更等は、市内企業が他の自治体へ移転するなど、産業の空洞化を招きかねない面もあることから、周辺市とのバランスを考慮し、慎重に議論する必要がある。

行財政改革の検討のポイント

- 法人市民税の見直しは、市内法人の経営への影響度も踏まえた中で、法人税割の税率を 3 段階から、13.5%を除いた 2 段階制へ移行する
- 課税の対象や範囲などを標準に戻すことや周辺市と同等の水準に変更する

○利益のある企業・法人に多くの負担を求める考え方など、市独自の課税基準の導入の可能性について **必要な調査・研究をする**

【固定資産税・都市計画税】

都市計画税の税率を上げる場合は、将来の都市整備事業の事業費などの **シミュレーション** をし、必要に応じた税率の改定であることを市民に説明する必要がある。

市内の大型マンションの建設などは、固定資産税や都市計画税、転入者からの新たな市民税などで **の歳入** が増える一方、保育や教育など市のサービス **も提供する** 対象が増え、新たな歳出も発生させる。

課税の仕組みとは別に、人口増となっても歳出の抑制につながる仕組みを研究する **必要がある**。

【市税徴収】

市税の滞納者の中には、延滞金を加算され、「納税したくても延滞金 **が** 加算され納税できない」といったジレンマを抱えている **滞納者** もいる。滞納額・滞納延滞金を増やさないよう、市から積極的な働きかけを行 **う必要がある**。

新たな収納策である「コンビニエンスストアによる収納」は、滞納予防策として重要であり、有効と考える。「納付期限後の納付」や「滞納者に対する延滞金も含めた納付」の実施など、コンビニエンスストア収納を充実し、いつでも税が納められる環境整備を **より一層進めること** が重要である。

一方で、滞納者の声を聞き、滞納する理由を **調査・研究** し、納付しやすい環境づくりに **努め**、あらゆる手段で納付の働きかけを続けることは、税を納める意識啓発に繋がる **重要な** 取り組みとなる。

行財政改革の検討のポイント

- 徴収専門の嘱託職員の徴収額が年々減少している。**滞納者の滞納理由を調査し、滞納状況別の滞納者への新たな徴収策を構築するほか、**嘱託職員による徴収にかかる費用対効果を検証する
- 滞納者に対して、臨戸徴収 **の実施や複数回の説得による納付への協力** が得られない場合は、猶予期間を明確にし、差押さえや裁判を積極的に行うなど、市 **が** 毅然とした態度で徴収 **に取り組むこと** を徹底する
- 納税できる資産がありながら滞納を続けるなど、悪質性がある滞納者 **に対して、** 収納対策の強化や市の独自サービスへの受給制限 **の設定** などにより、納付を促す取り組みを行う

2 使用料・手数料

【全般的な視点】

使用料・手数料の金額は、金額を設定した時代と比べ、経済状況や利用状況が変わり、運営コストが開設時より増えていることなどを鑑み、金額の積算の考え方の整理や施設やサービス維持に必要な額への大幅な見直しが必要である。

使用料・手数料を引き上げる際には、市民への説明を十分に行うとともに、行政経費全般の徹底した見直しによる行財政改革を行い、市民の理解を得ることが重要である。

行財政改革の検討のポイント

- 見直し基準の作成及び見直し対象となった使用料等を速やかに改正する
- 近隣市と比べて低額に抑えているものについて、その差の理由を検証し、近隣市と同水準の金額設定について検証する
- 見直しの検討にあたり、市民参加の会議体による協議の場を設置する
- 上乗せしているサービスは、経費に見合う額に使用料を設定する
- 「公共施設マネジメント白書」にある必要な施設維持管理経費の試算は、使用料などの見直しの基準として活用する

■ 検討の視点

無料利用の有料化の検討

市の施設では、駐輪場や駐車場の整理に経費がかかっており、使用料を徴収することで、施設維持経費を賄っている施設が既に複数ある。

行財政改革の検討のポイント

- 受益者負担の原則から考えて、駐輪場・駐車場などの施設維持に係る経費について、使用料の設定を行っていない施設についても、早急に使用料を設定し、施設維持の必要な財源確保を図る

近隣に類似機能を有する施設がある、有料貸出範囲の拡大

市内には、市民会館、府中グリーンプラザ、府中の森芸術劇場、中央文化センターといったホール機能を有する施設や、生涯学習センター、女性センター、文化センターなどの市民の趣味活動を支援する施設、学校体育館と地域体育館のような屋内運動施設など、同じ用途や目的を有する施設が複数存在する。

共通する機能を有する施設は、設置後の稼働率などを比較し、施

設使用料について、施設維持の視点から見直しを図る必要があると考える。

また、使用料の減免についても、施設を無料で利用できる団体の活動内容が、施設設置の意義と合致しているのか、改めて見直す必要がある。

行財政改革の検討のポイント

- 近隣に類似機能を有する施設の稼働状況を把握し、施設維持に必要な使用料への見直しを図る
- 登録団体の活動実態を把握する
- 登録団体が無料で利用できる使用範囲を見直す
- 駅前等の交通の利便性が高い公共施設は、その利点を生かし、有料での施設貸出を積極的に実施する

特殊な設備を有する施設の使用料・手数料の見直しの検討

市内にはプールや舞台ホール、火葬設備など特殊な設備を有する施設やごみの収集・選別のように設備や人件費もかけながら、安全・安定した施設の稼働・運営する施設がある。このような施設は、他の施設以上に施設の維持管理には経費を要している。

また、プールのように時期による一時的な利用もあれば、府中の森芸術劇場や市民聖苑・リサイクルプラザのように長期の休館が難しい施設もあるなど、稼働状況も施設により異なっている。

施設の稼働状況は異なるが、特殊な設備が設置された施設は、安全・安定的な施設の稼働ができるよう、設備の経常的な改修経費も含めた使用料・手数料の見直しが必要である。

行財政改革の検討のポイント

- 施設維持に見合った使用料に設定する
- 利用者の所得に応じた段階的使用料導入の可能性について調査・研究する
- 民間に代替えとなる施設がある場合、市が施設を設置し続ける必要性を確認する
- 利用料金を施設維持に必要な額まで引き上げを行った場合に、一定基準の方への使用料の免除等の支援策の導入する

同様の機能を有する施設が市内に複数ある場合の使用料の考え方の検討

文化センターや地域プール、地域体育館やテニスコートなどのうち、利用の割合が低い施設は、利用しやすいサービスに見

直すとともに **使用料で維持経費が賄えるよう使用料の設定を変更することで**、利用者を増やす工夫をし、施設の活性化を図る **必要がある**。

また、稼働状況や利用者が限られ、使用回数が少ない施設は、休止・廃止も含めた検討 **が必要である**。

行財政改革の検討のポイント

- 施設維持に見合った使用料の設定を図る
- 利用者が少ないサービスや **文化センター等の屋内入浴施設** などの高コスト設備の休止・廃止 **を前提に見直しを行う**
- 同じ用途の施設でも稼働状況を考慮した利用料金に差を設けることや、利用時間の延長などの利用活性化策の導入の可能性を調査・研究する

3 自主財源

【全般的な視点】

自治体の自主財源の確保策は、民業を圧迫することなく、モラルを守った範囲で **行っているが、さらに** 他市の取組みなどの情報収集 **を積極的に行いながら**、導入の可能性を常に検討することが必要である。

市の事業全体でかかる経費を考え、可能な限り収入は得るべきであるが、市税の徴収など、市民が納付義務のある歳入は、確実に確保することを最優先の取組みとする **必要がある**。

また、府中市独自の自主財源確保策でもある競走事業については、他自治体が公営競技事業の運営が赤字のため撤退していることから、事前に撤退にかかる **経費等の把握しておく必要がある**。

【財源確保への取組み】

広告料収入は、府中市も他の自治体同様に取り組んでいる歳入確保策である。市は、民間の考え **方** を積極的に取り込み、様々な歳入確保策を検討 **する必要がある**。

広告掲載を進めるにあたっては、その効果の把握に努め、今後の広告募集活動に生かせるデータ収集を行い、**広報等での** 広告掲載は有効な宣伝手段 **であることの企業への** アピールが必要である。

また、市施設に設置している自動販売機について、他の自治体の実施事例からも、競争入札を導入し、民間に有料で設置させることについて、早期に実施 **する必要がある**。

行財政改革の検討のポイント

- 地域に密着した、低額で利用しやすい広告掲示の場を設ける
- 施設内・外壁への広告掲示、施設のネーミングライツの導入やより積極的な封筒への広告掲載に取り組む
- 地元の商店街、商工会議所と結びつけた広告を掲載する
- 公園へのコインパーキングの設置など、行政財産の一部貸付による収益の増加を図る
- 広告料収入や賃貸収入などの財源確保策を拡大するために、市の職員が、広告代理店社員のように、企業、事業所をまわるなど、収益を上げるための活動に取り組む
- 民間企業のノウハウを吸収するため、民間企業との人事交流等を実施する
- 収益をあげるための組織を設置する
- 競走事業収益は、市の独自財源として貴重な存在であり、可能な限り収益が上がるよう、様々な取組みを導入する。ただし、収益性が見込めない場合も想定し、撤退にかかる経費についても必要に応じて積算を行う
- 市が所有する活用予定のない資産は、民間へ積極的に売却を図る
- 公共施設の複合化を進め、空きスペースや空き室などができた場合は、テナント貸しによる収入確保策を導入する

Ⅲ 行財政改革の推進に向けて

既存事業を維持したまま、新規事業を毎年度実施し続ければ、経費も人員も増えるだけで市財政は破綻する。

しかし、市が行うサービスは市民からの税収入が主な財源であり、その必要性は公共性の視点から再検討し、「どうしてもやるべきものは何か」ということはしっかりと見極める必要がある。

行財政改革を進めるためには、職員・市民・事業者が痛みを分かち合う必要がある。特に、行政が組織や人件費の見直し等や、補助事業の必要性を見直すなどで、積極的に行財政改革に取り組む姿勢を示すことで、はじめて市民からの納得が得られる。

全体を改革していくうえで、「市役所の改革は一番ラディカルだった」、「従来の慣行にとらわれない非常に革新的なやり方だった」と言われるほどの取組みが必要である。

行財政改革の検討のポイント

- 新規事業は「実施以後の費用負担の把握」、「今ある財源と人材の活用」、「類似事業の見直し・廃止」の取組みと併せて実施する
- 市所有の施設数は質・量ともに充実しているが、市民のライフス

タイルが変わってきているため、市民の生活状況の変化と、既存施設とのマッチングシステムを確立することにより、既存施設の新たな役割・活用策を見出す

- 行財政改革の担当課を設置し、より組織的に取り組む
- 行財政改革に関して、集中的に人員を配置し、プロジェクトとして取り組む
- 見直しには、より経営的な視点を取り入れ、「いかに経費をかけずサービスを充実させるか」を基本に、厳しい姿勢で取り組む
- 他の自治体の行財政改革の**先行事例**について、情報収集を行い、他の自治体の良い**事例**を巧く取り入れ、継続的に取り組む

1 人材育成

【職員研修】

市民が抱える課題や要望も多様化・複雑化し、市職員には、各業務に一定程度のレベルが求められ、研修等によるスキルの向上は必要と考える。

また、新人職員の育成は重要である。OJT 研修制度は、能力開発のコアであり、日本企業の現場の強みの**一つ**とされていることから、引き続き実施**する必要がある**と考える。

様々な研修に参加した報告書等は、他の職員も見られるようにし、業務に繋がるアイデアや業務の目的意識の醸成に活用できる**仕組み**を構築する必要がある。

行財政改革の検討のポイント

- 企画・財政部門の職員と、市民と常に接している部署の職員では、実施すべき研修内容は異なることから、各業務や職員のニーズに対応した研修メニューを整備する
- 内部の職員を研修リーダーとして育成し、研修講師として活用できる仕組みを作る
- 外部講師の活用方法の基準を作成する
- 市民との協働という視点から、研修講師等は無償で協力いただける市民の方を広報で募集する
- 研修による情報収集として、現場を訪れる機会を設ける

【職員育成】

市の業務内容が専門**的になり**、高度な職務遂行能力を有するスペシャリストとしての職員が求められる**部署がある**一方、多くの市民が来庁する職場では、広く市の業務に精通したジェネラリストの職員が適任の部署もある。地方自治体には、全体ではジェネラリスト志向であ

る中で、一部のスペシャリストが存在している。

職員全体が育つためにも、業務の洗い出しや業務マニュアルの整備・ブラッシュアップを行うことともに、より高い水準のサービスを提供するためには、職員全員がサービス提供者であるという心構えを持って、**接遇対応**などに臨む中で、職場改善意識の芽を**摘むことのない**人材育成の環境整備に努める必要がある。

行財政改革の検討のポイント

- 新人職員には、異動を通して様々な部門で業務を知り、多くの経験を積ませる
- 職場や地域の課題など、市の業務・市内の**実情**を知ったオールマイティな職員を育成する
- 職員個々の適性を見定め、必要に応じて職場全体でスペシャリストを育成する環境を整備する
- 他の自治体と情報交換の機会を通じて、良い取組みを吸収するほか、市町村レベルでの自治体間の人事交流制度の構築の可能性について、近隣自治体も含めて研究を進める

【職員提案制度】

提案制度は多くの企業や自治体でも実施しているが、府中市には1,200人以上の職員が勤めていることを考えると、年間の応募件数が100件前後で非常に少ない**と感じる**。

提案制度を活性化するためには、提案制度をきっかけに「変わった」ということが職員に伝わるよう、提案内容を実現することで目に見える変化を職員に伝えていくことが**重要**である。

職員提案制度は、常に実施されていることをアピールし、職員も業務改善を意識し、問題意識を持って業務**に取り組むことが必要である**。

行財政改革の検討のポイント

- 職場ごとに、日々の業務改善の記録**が残せる仕組みを作る**
- 提案内容が組織全体で共通認識できる仕組みづくりや周知の徹底を図る
- 提案意欲が欠けないよう、提案者をフォローする仕組み**を作る**
- 提案の実現状況などを職員へ報告する
- 職員からの様々な相談を通して、問題発見や業務改善を図る
- 職員の業務に対する意識改革と提案意欲向上のため、表彰制度の充実を図る

2 行政評価

【外部評価】

事務事業評価等の内部評価は、第三者の視点からの評価ではないことから、有識者などの第三者による外部評価は必要である。

外部評価の導入は、市全体の施策の活性化、市民への行政に対する関心を高める効果、事務事業の見直し・改善を促す効果があると考ええる。

より実効的な評価として、内部評価、利用者（市民）評価、第三者評価の３種類の評価をうまく組み合わせ、必要な事業の選択を行える仕組みづくりが必要である。

行財政改革の検討のポイント

- 継続的な外部評価組織を設置する
- 対象事業の選定も外部組織が行うなど、オープンな評価制度を導入する
- 新たな視点として、時間も資源と捉え、事業実施にどの程度時間を費やしたかも評価の中に加える
- 評価は個々の事業で行うのではなく、評価者に見えるよう、関連事業も含めて施策全体で **評価ができる仕組みを構築する**

【審議会・委員会・協議会等】

市が審議会、委員会、協議会等を設置し、市民を含めた第三者からの意見や評価を市政に反映させることは重要であるが、多方面から多くの委員を集めすぎていることが議論する雰囲気妨げている場合もある。

また、有識者の中には、無報酬でも委員として参加する意向も持つ方もいることから、委員報酬や謝礼額の支給基準や適正額について、新たな積算基準を設ける等での見直しが必要である。

行財政改革の検討のポイント

- 全ての審議会、委員会や協議会等の役割を再確認する
- 行政の追認機関とならないよう、活発な議論をする場を作る
- 委員依頼をする団体等に市が補助金等の財政支援を行っている場合の協議テーマと選任団体の適切性や、検討結果の方向性を確認する

3 予算編成方式

枠配分制度における予算編成方式は、配分額が減少される中で、

配分額を受け取った各部局で、事業の見直しなどの改善する努力をしないと、枠配分予算での編成方式の効果が発揮されない。

また、シーリング方式で全部を一律に削減することに切り替えた場合、本当に必要な事業も削られてしまう。

民間企業での経営危機の局面では、トップ自らが意思決定し、資源や事業の選択と集中により、危機の突破を目指している。

府中市では、政策会議と予算編成会議などの手続きを経て予算編成をしているが、今後はさらに市長の強いリーダーシップのもと、職員の意識改革と危機感の共有を図り、選択と集中を行える予算編成システムの構築が必要である。

行財政改革の検討のポイント

- コスト改善や見直しにより確保された財源が、新規事業や他の事業を充実するための財源に活用できるなどのインセンティブが働く予算編成の仕組みを構築する
- 枠配分方式とシーリング方式の中間的なシステムを構築する
- 外部評価、事務事業評価とリンクした予算配分システムを構築する
- トップダウンによる事業の選択と集中を図る
- 適正な事業計画や目標値を設定し、事業計画の達成を前提とした予算編成を行う
- 会計間で重複施策がないかどうか、点検・見直しを行う

4 公共施設・インフラの維持・整備

【公共施設の整備】

府中市の施設では、設置当時と財政状況や市民ニーズが変わり、市民生活における施設の必要性について、公共施設マネジメント基本方針などを踏まえ検討すべき施設があると考ええる。

併せて、女性センターと住吉文化センター、中央図書館と宮町図書館、生涯学習センターと新町文化センターのように、比較的近距離で共通の役割の重複とも考えられる施設の必要性についての検証や、施設維持費用と事業実施の効果についての検証を行い、必要性や効果が認められない場合は、施設の廃止や売却も含めた施設のあり方の検討が必要であると考ええる。

例えば、女性センターの場合、行政は、女性の地位向上と社会参画の活動拠点として施設整備をし、「女性の権利を守っている」とアピールする一方、「施設を設置した機能が十分に発揮されていない」と指摘を受けている。現在は、男女共同参画の拠点施設としての役割も担っており、様々な方々が利用できる施設としての事業展開も行っているが、施設設置の効果については、再確認する必要があると考ええる。

また、市庁舎と給食センターの建替え、府中駅南口再開発の施設整備を一時期に実施することは、その後の財政運営に与える影響は大きいと想定される。

これからの市の公共施設整備の考え方は、施設個々の必要性を訴えるのではなく、施設整備が市財政に与える影響、民間活力の活用や不用な資産の売却、稼働後の維持費を含めたあらゆるシミュレーションをして検討しなければ、集約化も経費の削減もできない。

「市民も構成員であった協議会で決まったから」というフェーズで進めていくのではなく、財政や職員の状況など十分な情報提供のもとでの意思決定を諮るとともに、状況の変化に応じた考え方の切り替え・見直しができる仕組みがなければ財政運営は行き詰まる。健全な財政運営を継続維持するために、マネジメント基本方針に基づき、「公共施設マネジメント計画」を策定し、早急に移す必要がある。

行財政改革の検討のポイント

- 既存の施設であっても、維持管理コストや施設の設置による効果が薄い施設については、改めて必要性を確認する
- 「老朽化した施設は建替えありき」ではなく、施設の発生コストを抑えた延命策や建替え計画の延伸も含めた複数案により選定する
- 市の施設の全体的な課題、資産としての価値などの状況を把握し、施設を維持する視点で何が重要なのか判断できるよう情報をまとめ、比較やコントロールできる仕組みを作る
- 施設の建替えでは、施設の統廃合や集約化による維持管理経費の効果の把握と不用資産の売却も含めた複数案を策定する
- 施設整備では、整備の理由や検討経過、整備費が財政に与える影響、運営後の維持管理経費を含めて市民に説明する
- 施設名称も含め、施設を設置したことでの活動効果を伝える工夫をする
- 民間企業の経営悪化を乗り切るための手法を参考に、施設の売却での手元資産の活用や売却による維持経費の負担減など、より財政負担の少ない手段を選択する
- 施設整備にあたっては、自前の施設整備にこだわることなく、借上げによる対応や整備した施設の一部をテナントとして有料で貸し出すなど、企業的なコスト感覚や発想を導入する

【インフラ整備】

府中市の道路は、これまで積極的に維持管理に努めてきたため、他の自治体や海外都市と比べて、良好な状態で維持されていることから、急激な老朽化はないものと考えられる。

しかし、今後の老朽化は避けられないことから、インフラマネジメント計画などにより、計画的な改修が求められる。

また、市には道路残地などの未利用地が多数あり、市の歳入確保策に法的規制がないのであれば、民間企業を圧迫しない範囲で休眠資産を活用して収益を上げていくことにも積極的に取り組む必要がある。

行財政改革の検討のポイント

- 道路補修は上下水道工事など、他の工事とタイミングと併せて実施する
- 道路の維持基準を見直し、補修期間を延長する
- 公園等の樹木の剪定回数を見直す
- 未利用地は、有料駐車場への転用などで収入確保策として活用する

【財政見通しの考え方】

現在、大規模プロジェクトとして府中駅南口再開発、市庁舎の建替え、給食センターの建替えが予定されており、事業実施にあたっては財政見通しを策定する中、基金残高や市債残高を把握し、財政運営も厳しいと想定した場合の新規事業の見送りや既存の事業を減らすことなどの対応も含めて考える必要がある。

また、公共施設やインフラの維持整備に関するマネジメントの方針等の分析を進め、必要な費用の把握に努め、財政見通しに反映させていく必要がある。

5 民間活力の導入

【全般的な視点】

府中市の施設は、設備や機能が高い一方、公共施設ならではのコスト意識の低いサービスは、建設や運営のコストを余分に発生させている原因となっていないか検証する必要がある。レベルの高いサービス提供とコストパフォーマンス向上策として導入している指定管理者制度の成功事例では、機能の集約化でのコスト削減、まちの特徴を生かした発想を民間事業者が捉え、顧客のニーズ把握や機能を一点に特化するなど、従来、自治体が運営していたサービス内容にとらわれない発想で運営している。

府中市の指定管理者制度の導入では、従来まで運営委託を受けてきた市の外郭団体が指定管理者として、引き続き運営するなど、指定管理者制度が持つ本当の意味での民間の活力を発揮する制度になって

いない。このため、指定管理者の選定にあたっては、審査の中立性や厳正な審査であることが重要であるとする。

また、施設やサービスの必要性の議論をしないまま、事業存続のために民間活力を導入したのでは、真の行財政改革とはいえない。

行政における民間活力の最大の効果は、市組織内部が活力を取り戻し、新たな課題に市が一体となって取り組める体制を再構築することである。そのための手段として民間の力を活用する必要がある。

行財政改革の検討のポイント

- 公共施設運営での民間活力の導入には、取り扱う業務レベルを見極め、民間のノウハウが生かしやすい施設から導入する
- プールや運動施設では、民間にも同様な施設があることから、民間施設も活用した維持経費の削減を図る
- 行政サービスの一層の向上を前提に、市立保育所や市立幼稚園への民間活力の導入・拡大を進める
- 民間活力の導入にあたり、市が抱える課題の解決のために改善すべき取り組み方針を示し、トップマネジメントで断行する覚悟が必要である
- プロジェクト方式や優秀な職員を集中的に配置することや、一時的に専門知識や技術のある方を職員として雇うなどし、即戦力としての民間活力を導入する

■ 検討の視点

指定管理者制度導入前後での効果を検証

府中市では、既に複数の施設で指定管理者制度を導入しているが、従来の委託先が指定管理者となっていることや、新規の施設設置に合わせて指定管理者制度を導入してきたため、指定管理者制度を導入した効果の把握が難しかった。

平成 25 年度から指定管理者制度を導入する生涯学習センターは、これまで市職員による運営が行われていた施設が、運営のすべてを指定管理者が担うため、今回の導入により、その効果を検証し、事後評価を行う必要がある。

一方、生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入にあたり、運営の存続の議論をせず、運営継続のための指定管理者選びから始まっているのは、指定管理者制度を導入する議論で足りない部分である。また、指定管理者制度の導入にあたっては、導入後の効果目標を明確にすることで、効果が測られるものとする。応募企業からは様々な提案があり、運営の中身は濃くなっていくものと考えられることから、導入後の効果を検証し、その効果が認められない場合は、施設の廃止・売却も含めた議論をする必要があるとする。

また、今後の市の施設の指定管理者制度の導入の効果を測るモデルともなるため、運営状況の把握に常に努める必要がある。

施設の役割から必要性を改めて検証

美術館や博物館などの文化施設は、展示機能と貴重な作品や資料を保存する機能を有する施設である。

文化施設の来館者数は、施設の必要性を判断する一つの基準となるが、コストをかけ、有名な美術作品や資料を購入し、常に展示することで来館者数を増やす方策は、府中市の財政状況では難しいことであり、市民にサービスが適切に還元されているとはいえず、施設の必要性が常に問われてしまう所以である。

府中市美術館や郷土の森博物館といった独自の機能を有する施設の役割を改めて考え、府中市独自の分野・視点に特化した施設としてアピールするためのイメージ戦略の構築や、より多くの方に美術や歴史などの文化に関心を持っていただくために、市民からのリクエストを積極的に受け入れるなど、「地域から必要とされる府中市民の文化施設」を目指す中で、来館者を増加させるなどの取組みが重要である。

また、施設の必要性が認められない場合には、売却による財政負担の軽減も検討もできる。

施設を保有する理由の発想転換が必要

行政の発想は、過去の出来事を前提に事業を継続していく傾向にある。

市民保養所の指定管理者制度の導入では「姉妹都市だから佐久穂町にある保養施設を維持する」という発想ではなく、「今まで施設を必要としてきた理由が、今後も必要であるとする理由となるのか」という視点から見直そうとする発想こそ行財政改革と考える。こういった行政の発想転換がなければ、行財政改革の取組みに対する市民からの理解も得られないばかりか、財政悪化の深刻度は伝わらない。

このため、指定管理者制度の導入では、施設が本当に必要なのかという視点も含めて行う必要がある。

6 市民との協働

市民との協働では、市民の声やニーズを聞くことは大事であり、市長との懇談会等の生のコミュニケーションが図れる場を積極的に

設ける **必要がある**。

NPO 等の市民団体との協働には、「市から市民に、市民から市に」という双方向性がある。市民から提案があったもので、市の特色が出せるものや、課題が解決できる提案には、行政が積極的に支援し協力関係を育てていく必要がある。

しかし、市民活動の育成では、本来、市民に任せて良いものまで、行政が支援して **しまう場合がある**。これにより、かえって市民の自主的な活動の妨げとなることや市民の力で取り組もうとする意識醸成や、環境づくりを阻害してしまうこともある。行政は、市民活動がしやすくなる基盤整備を進めるほか、支援する範囲を定める必要がある。

行財政改革の検討のポイント

- 市民団体や NPO 等への委託費は、団体の育成に役立つものの、かえって市が直接実施してきた経費を上回ることがないように確認する
- 放課後子ども教室と学童クラブ、幼稚園と保育所といった縦割り行政による同一対象への類似サービスの解消策として、NPO 団体を活用するなど、自治体レベルだからこそできる、市民が結集することで発揮される「市民力」の活用を図る
- NPO 団体への委託が増えた場合の財政的な影響の把握に努める

7 行財政改革推進プラン取組み項目の継続実施と今後の行財政改革の進め方

現在、府中市では、行財政改革の取組みについて、平成 23 年度から平成 25 年度を計画期間とする「行財政改革推進プラン」を平成 22 年度に策定し、64 項目について事務事業の見直し等に取り組んでいる。

今後の行財政改革には、経費を削減する発想と、新しい市民のニーズに応え財源を配分する、「守り」と「攻め」の視点が必要である。

経費の削減は「守り」の対応であり、「多摩地区で住むなら府中市を選びたい」と思わせる積極的な「攻め」の姿勢も必要である。

府中市の行財政改革では、「行財政改革の府中モデルをつくる」という発想で取り組む **必要がある**。

このためには、発想や戦略の転換が必要であり、まちを活性化する大胆な発想の推進には、「市長のイニシアティブ」が重要であるとともに、市長の意向がスムーズに反映できるよう、行政組織を変えることも効果的な取組みである。

今後も、現在取り組んでいる項目で、継続して進めることが必要な取組みは新たな計画に引き継ぐとともに、継続することで効果を一層上げるためには、市民と協働で取り組んだ行財政改革の目標や成果は、自信を持って公表し、市民みんなで共有できる仕組みを構築する必要がある。

行財政改革の検討のポイント

- 行財政改革はスピードが大事である。外部環境の変化に、行政の対応が追い付くよう、状況が深刻化する前に行政が動き、早期の解決を目指す
- 特別会計の運営状況も議論し、市で執行している予算全体で議論する
- 行財政改革推進プランにおいて、進捗しない項目については、目標達成ができない理由を把握し、構造的に分析する
- 行財政改革推進プランの各項目の評価は、成果（アウトカム）の評価でなく、プロセスの評価となっている。成果で評価をする仕組みに変更する
- 取組み成果を経費、人員、効果、事業実施状況などの情報を総合的に集約して評価する仕組みを作る
- 内部だけの評価は甘くなるため、外部で評価できる仕組みを構築する
- 評価結果の資料に主管課の意見も公表できる仕組みを構築する
- 市長が取組み結果を説明する場を設けるなど、トップの姿勢を示せる仕組みを構築する

おわりに

本協議会の報告書は、私たち委員の知識・経験はもとより、府中市の行財政運営で感じていた課題や改善点をテーマごとにまとめ、行財政改革に対して、市が取り組むべき方策を示したものである。

本報告書を活用して、新たな行財政改革に関する計画を策定するにあたっては、報告書に記載のある事項の**全て**を取り入れることを求めているのではなく、市として活用できるアイデアを選択し、具体的な取り組み方策を検討するための素材として**活用すること**を望む。

本報告書の記載されている内容は、当該協議会委員からの率直な市政運営の評価として捉え、「行財政改革の検討のポイント」にある事項は、積極的に計画に取り入れ、行動に移すことで「住むなら府中」という評価につながるよう努力すること求めるものである。

府中市行財政改革検討協議会 委員一同

参 考 資 料

府中市行財政改革検討協議会開催経過

回	開催日	テーマ	協議内容
第1回	平成24年 9月27日（木）	・市の財政状況 ・行財政改革への 取り組み・成果につ いて	・委員依頼 ・行財政運営の課題整理と行財政改革に関する方策の検討を依頼 ・市の財政状況等の報告 ・行財政改革の取り組み状況の確認
第2回	平成24年 10月11日（木）	健全財政による持続可能な市政運営（歳入に関する取り組み）	・市税（税率の見直し・収納率向上への取り組み） ・使用料・手数料（金額設定の考え方・減免制度のあり方）
第3回	平成24年 10月26日（金）	・健全財政による持続可能な市政運営（歳入に関する取り組み） ・健全財政による持続可能な市政運営（歳出に関する取り組み）	・使用料・手数料（金額設定の考え方・減免制度のあり方） ・自主財源の確保（広告収入・競走事業収入、自主財源確保策） ・扶助費（市単独事業・市上乗せ事業のあり方） ・繰出金（特別会計の状況、一般会計からの繰出基準） ・補助金（財団法人への補助、市民団体等への補助） ・物件費（施設維持管理・臨時職員数・委託事業等）
第4回	平成24年 11月29日（木）	経営的な視点に立った市政運営	・人材育成（職員研修・人事制度・定員管理・人件費） ・行政評価と予算編成（行政評価制度・事務事業点検などの外部評価制度、予算編成方式）
第5回	平成24年 12月20日（木）	経営的な視点に立った市政運営	・公共施設やインフラの整備・維持管理への取り組みについて ・公共施設運営・公共サービスへの民間活力の導入について ・現行革プランからの継続事業の考え方について
第6回	平成25年 1月31日（木）	報告書案の検討	・歳入の取り組み ・歳出の取り組み
第7回	平成25年 2月21日（木）	報告書案の検討	・行財政改革の推進に向けて ・おわりに、参考資料
第8回	平成25年 3月22日（金）	報告書の提出	・行財政改革に関する課題と取り組みについての報告書の提出

府中市行財政改革検討協議会設置要綱

平成 24 年 9 月 3 日

要綱第 94 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の行財政改革の推進に関する計画の策定に当たり、行財政改革として市が取り組むべき方策に関する市民等の意見を反映させるため、府中市行財政改革検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の依頼に応じ、行財政運営に関する課題を整理し、市が取り組むべき行財政改革に関する方策について検討及び協議をし、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員 6 人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民 2 人以内
- (2) 公認会計士又は税理士 1 人
- (3) むさし府中商工会議所の代表者 1 人
- (4) 学識経験を有する者 1 人
- (5) 府中市総合計画審議会委員（府中市総合計画審議会規則（平成 24 年 6 月府中市規則第 24 号）第 2 条第 5 号に規定する学識経験を有する者として市長が委嘱したものに限る。） 1 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による市長の依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、政策総務部財政課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。

府中市行財政改革検討協議会委員名簿

役 職	選出区分	氏 名	備 考
	公 募	かわ きた ゆう すけ 河 北 勇 輔	公募市民
副 会 長	税 理 士	きた たに ひろ かず 北 谷 博 和	東京税理士会常務理事
	商工会議所	つ づき しん じ 都 築 親 司	むさし府中商工会議所 常議員
	学識経験者	つ る つよし 都 留 康	一橋大学経済研究所教授
	公 募	ない とう おさむ 内 藤 治	公募市民
会 長	府中市総合計画審議会委員	わ け やす た 和 気 康 太	明治学院大学社会学部教授

(5 0 音順、敬称略)